

ひょうごフィールドパビリオン新聞広告等展開業務 仕様書

1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン新聞広告等展開業務

2 業務目的

大阪・関西万博開催を機に、ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という）の魅力を着実に発信し、より多くの方々にFPコンテンツに「来て、見て、学び、体験」していただくため、本県から見て距離的に遠方地でありながらも、新幹線や航空機の利用で短時間で本県へ来訪できる九州地方及び東北地方の方々を重点ターゲットに、FPの魅力を効果的、効率的に発信し、本県への来訪やFPへの誘客に繋げることを目的とする。

【参考】FP公式ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

FP公式Instagram：https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion/

3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年12月31日まで

4 業務内容

業務を受託した者（以下「受託者」という）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、効果的かつ効率的なプロモーションとなるよう、随時県と協議、連携しながら業務を進めること。

なお、企画提案にあたっては、広告展開のリーチ数などプロモーション効果が見えるような数値を明記すること。

(1) 新聞広告配信等の展開

本県へのアクセス性が高く、かつ滞在日数が長くなりがちな遠方地（九州地方及び東北地方）を対象に、FPの魅力がリーチし、行ってみたいと思わせるような新聞広告配信を企画し実施すること。

- ① 配信媒体の選定については、各地域で、FPがもつストーリーやテーマなどに関心を示しやすい方々に対して、効果的かつ効率的にリーチできる媒体を選定すること。

※FPがもつストーリーやテーマなどについて

<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/story/>

- ② 配信媒体については、新聞広告は必須とするとともに、新聞広告の発信効果を最大限活用できるよう、例えば新聞紙面のみの広告だけでなく、各紙デジタル版への広告も合わせて行うなど、メディアミックス展開を強く意識すること。
- ③ 広告配信に必要なクリエイティブの制作も行うこと。クリエイティブ制作に

あたっては、九州地方及び東北地方の方々への誘客喚起につながるよう企画を練り創意工夫を行うこと。ただ、そのための基礎情報や写真等については、必要に応じて県より提供する。また、受託者自らFPを現地取材し、調達しても構わない。

(2) その他プロモーションの実施

上記以外で、業務目的に照らし、SNS 広告やウェブ広告、または出展イベント情報（九州地方及び東北地方）の提供など提案者の強みを活かした効果的なプロモーション展開があれば、提案を行うこと。

(3) 留意事項

本業務において新たに提案する成果物制作が発生する場合は、掲載内容の企画、掲載する施設等への取材、文章の作成、画像の用意、撮影許可申請、デザイン構成の企画、各情報元への掲載内容確認等の一切の業務を含むものとする。

5 納品

(1) 成果物

受託者は、業務終了後、実施結果等を記載した「業務報告書」を提出すること。

(2) 納品場所

兵庫県企画部万博推進局フィールドパビリオン推進課
(神戸市中央区下山手通5丁目 10-1 兵庫県庁2号館3階)

(3) 納品方法

電子メール

(4) 納品期限

令和7年12月31日(水) 17:00

6 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

7 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、業務報告書を作成し、県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、県に帰属するものを条件とするが、権利上、致し方なく使用制限がある場合は、企画提案の段階で明示すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。